

# 菊陽町中小企業・小規模企業振興条例の制定について【6月議会上程】

【資料】

経済部 商工振興課 令和3年6月

## ◆条例名：菊陽町中小企業・小規模企業振興条例

＜概要＞平成23年に制定した「菊陽町中小企業等振興条例」の全部改正

### ＜改正の趣旨・目的＞

- ・国における「小規模企業振興基本法」の施行(H26)及び社会の情勢の変化などを踏まえ、既存条例の中小企業の振興だけでなく、小規模企業に対しても、その振興に向けた町の姿勢を明確にする。
- ・中小企業・小規模企業の振興に向けた基本理念等を明らかにして、地域社会全体で、施策を実施する。

中小企業者…資本金5千万～3億以下・従業員100～300人以下（業種で異なる）

小規模企業者…従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）

### ＜改正内容の検討方法＞

町商工会とも、小規模企業の振興に対する考え方は一致していたことから、共同で改正内容を検討

### ＜主な改正点＞

中小企業だけでなく、小規模企業の振興を加えた内容に改正（条例名称、基本理念、基本的施策、関係者の役割）

### ＜主な条文＞

- ・基本理念(第3条)→中小企業及び小規模企業が地域の経済及び雇用を支える重要な担い手であり、その成長発展が持続的に図られることが、町民生活の向上に寄与する旨を基本理念とする
- ・施策の基本方針(第4条)→中小企業及び小規模企業の振興に必要な施策の方向を明示  
→具体的な施策は、別途設置する活性化会議等(第11条)で検討
- ・関係者の役割(第5条～9条)→町、商工会、中小企業・小規模企業、大企業等の役割を明示して、地域社会全体で振興を図っていくことを明確化